

〔資料紹介〕

条約の無効、終了等の根拠を援用する権利の喪失について(一)

——条約法最終草案第四二条の検討——

鷲見 一夫

国際法委員会によって一九六六年に採択された「条約法に関する規定草案」(最終草案)は、第五部の「条約の無効、終了及び適用の停止」の箇所、第一節の「一般的規定」の中に、条約の無効、終了、脱退、適用の停止のための根拠を援用する権利の喪失に関する一条を挿入した。この条文の挿入の理由づけは、当事者は、自らの矛盾した行態から利益を得ることを許されないという法の一般原則にある。条約の無効、終了等の分野への本原則の適用を明示することは、条約法上特に重要な意義を持つものである。なぜなら、国家が条約の無効、終了等の根拠を援用する権利を生ぜしめる事実の存在を知悉しているに

も拘らず、条約の下での利益を享受しておきながら、後になって義務の履行が不都合となったときに、かかる根拠を援用することは、条約関係の安全を著しく害するものであるからである。しかしながら、条約法のこの分野への本原則の適用については、国家が如何なる行為を行った場合に権利が喪失するとされるのか、またこの原則は、すべての無効・終了原因に対して適用されるのかということが問題となる。そのため、ここでは、最終草案第四二条について資料的な検討を試みることに、かかる問題の究明の一助にしたいと思うものである。

二

最終草案第四二条は、「条約を無効にし、終了させ、それから脱退し又はその適用を停止するための根拠を援用する権利の喪失」と題して、次の如くに規定する。

「国家は、第四三条から第四七条までの規定に基づいて又は第五七条から第五九条までの規定に基づいて、条約を無効にし、終了させ、それから脱退し又はその適用を停止するための根拠を、事実を知った後に、次のことを行った場合には、もはや援用することができない。

(a) 条約が有効であること又は効力を存続していること或いは適用を継続することを、各々の場合につき、明示的に同意した場合、又は

(b) その行為の故に、条約の有効性若しくはその効力又は適用の持続を、各々の場合につき、黙認したと看做されな

ければならない場合⁽³⁾」

権利の喪失の問題に対する委員会のアプローチの仕方は、第四二条のコメントで、次のように説明されている。即ち、「ある当事者がそれ自らの矛盾した行為から利益を得ることを許されないと、この原則の基礎は、本質的に、誠実 (good faith) と公正取引 (fair dealing) である (aliquans contraria non audiendus est)」⁽⁴⁾とする。そして、条約の無効、終了、適用の停止のための根拠は、ある種の濫用の危険を伴うのであるが、「もう一つの危険は、国家が、条約締結の際の本質的錯誤、その代表によってなされた権限の超越、他の当事国による違反等を知った後に、あたかも何事も発生しなかつた如くに、条約を継続し、ずっと後になって、全く別の理由のために、条約の下での義務を終止させんと欲するときに、始めて問題を提起することがあるということである。目下考慮中の原則は、かかる申立が、合法性の何らかの外観をもって主張されることが可能である場合に対して一つの限界を設定するものである」とする。従って、委員会は、本原則の一般的性格を認めたのであるが、「条約の無効及び終了の分野に於けるその重要性が、条約法の第五部の中に特に言及される必要がある」と考えた旨述べる。

第四二条は、二つの場合に、権利の喪失が生ずるとする。第一は、(a)項に規定される場合で、当事国の明示的な同意による権利放棄の場合である。第二は、(b)項に規定される場合で、黙認 (acquiescence) による権利放棄の場合である。この (b)項が、主要規則である。この場合、国家の如何なる行為が、estoppel

としての黙認に該当するのかが問題となる。

しかしながら、第四二条は、すべての無効、終了等の根拠について、当該規則の適用を認めているのではない。その適用の範囲は、第四三条 (条約締結権限に関する国内法規定)、第四四条 (国家の同意を表示する権限に対する特別の制約)、第四五条 (錯誤)、第四六条 (詐欺)、第四七条 (国家の代表の腐敗行為)、第五七条 (条約違反)、第五八条 (後発的履行不能)、第五九条 (事情の根本的变化) の場合に限定されている。代表に対する強制 (第四八条) と国家に対する強制 (第四九条) の場合には、当該規則は、適用されない。コメントでは、その理由を、もしも問題の国家が、条約の無効を援用するための権利を自由に行使する立場になかつたならば、当該原則は、機能し得ないからであるとし、「強制的場合に本条の適用を認めることは、第四八条と第四九条によって強制的被害国に対して与えられた保護を弱めるであろう」と説明する。即ち、これは、委員会が、両者の場合を絶対的無効 (absolute nullity) のカテゴリーに含めたことに呼応するものである。さらに、*ius cogens* (強行規範) との抵触 (第五〇条) と新強行規範の出現 (第六一条) の場合にも、当該原則の適用を認めるのは、不当であるとされている。また、条約によって付与された権利に基づく終了若しくは合意による終了に対しても、当該規則は適用され得ないとされている。このように、本条では、特定の無効・終了原因が、その適用の範囲から除外されているのであるが、かかる立法政策が、そうしたものととして妥当なものであ

たかが検討されなければならない。

三

この最終草案第四二条の基礎となつたのは、ウォルドックが一九六三年に委員会に提出した「条約の本質的有効性、存続及び終了」に関する報告書中の第四条であつた。しかし、それ迄に委員会に提出されたラウターバクト、フィッモリスの報告書中に於いても、条約法のこの分野に対して *estoppel* の原則が適用されるという観念自体は、既に認められていたところであつた。ウォルドック案の特徴は、最終草案とは異なり、当該原則の適用の範囲を限定せず、無効・終了のすべての根拠に適用されること、及び権利の喪失は、三つの場合、即ち権利放棄の場合、条約下の利益を享受したか又は義務を強要した場合、自らの作為又は不作為のために無効等の主張を禁じられる場合に生ずることである。同案の第四条は、「放棄又は禁反言による、条約を無効にするか又は廃棄するための権利の喪失」と題して、次の如くに規定していた。

「条約を無効にするか又は廃棄するための権利にして第二部の第二節及び第三節の規定のいづれかに基づいて生ずる権利は、関係国が、かかる権利を創設する事実を知つた後に、次のことを行つた場合には、行使され得ないものとする。

(a) 権利を放棄した場合

(b) 条約の下での利益を享受したか或いは義務を強要した場合、又は

(c) その他、それ自らの作為又は不作為により、他のいづれかの当事国に対して、条約が本質的有効性を欠く旨、或いは、各々の場合につき、それが今や効力を有しない旨主張することを禁じられた場合」

この条文では、*estoppel* (*preclusion*) の一般原則は、(c)項中に規定されている。(c)項では、当該原則は、関係国の作為及び不作為の両者について適用されるとしている。そして、ウォルドックは、「条約法に於ける最も明白かつ通常の事例は、国家が無効又は終了の根拠を知悉しているにも拘らず、権利を主張する目的で又は義務を強要する目的で条約を援用する場合のそれであろう」ことからして、この旨が、(b)項中に特に言及されることとした。さらに、(a)項は、権利放棄の場合について規定している。ウォルドックは、*preclusion* の原則と権利放棄との関連について、次の如くに説明した。即ち、「放棄」は、禁反言と同一ではないのであるが、それは、禁反言と密接に関連しているがために、本条中に挿入されている。実際のところ、禁反言の多数の場合は、また、黙示的放棄 (*implied waiver*) の場合として眺められ得る。それ故、(a)項は、本質的有効性の欠如のために条約を無効にするか、又は違反等のために廃棄によつて条約を終了させる権利の明示的放棄 (*express waiver*) の場合をカバーする」と。

このウォルドックの原案は、一九六三年の第一五会期に於いて、委員会によって審議された。委員会での意見の大勢は、第四条の基本的な観念に賛成するものであつた。しかし、この観

念を条文上如何に formulate するか、如何なる場合に権利が喪失するか、また本条の適用範囲を如何なるものとするかという点をめぐって、委員の見解は、かなり別れた。

条文の formulation との関連では、用語の問題が論議された。エリアスは、estoppel なる用語をテキスト自体の中に使用することを主張した⁽¹¹⁾。しかし、大部分の委員は、estoppel, preclusion 又は foreclosure なる用語の使用に対して批判的な立場を採った。トゥンキンは、「用語については、コメントリー中に於いてさえ、アングロ・サクソンの国内法に特有な estoppel の原則に言及するのは望ましくないであろう。国内法に属する概念を、異なる方法でかつ異なる目的のために形成されている国際法に適用することは不適切である」と批判した。鶴岡委員も、preclusion と estoppel なる用語の使用に反対し、第四条中表示された観念は、国際法上一般に認められているのであるが、特定の国内法体系に依拠することは、誤りの原因であるが故に、当該観念を明確に述べる方がよいであろうとした。アゴーもまた、estoppel 又は foreclosure の如き用語の使用を避けるために、「条約が本質的有効性を欠く旨、或いは、各々の場合につき、それが今や効力を有しない旨主張することを禁じられる方法で、行爲したか又は行爲することを差控えた場合」という表現を提案した。そして、「かかる表現は、すべての起り得る場合に適合し、疑わしい意味の用語の使用を避け、本質的要素が、正に、国家自身の行爲が条約の無効の申立と矛盾するという事実であることを強調するであろう」と述べた。

このような批判に答えて、ウォルドックは、「私は、(c)項のテキスト中に、"precluded" なる語を使用するに当っては、寺院事件に於ける国際司法裁判所の言葉に従ったのであり、それが異議のない程十分に一般的であるものと考えた。しかしながら、第四条は、国内法の特種な体系に於いて特別の意味を有する語を用いることなく、アゴー氏によって意図される線に沿った一層一般的な文言で起草されることができるとし、問題は、主として drafting 上のものであることから、当該原則を表示するための他の何らかの定式が案出され得よう」と述べた。

(c)項について論議の対象となつたのは、「作為又は不作為」(acts or omissions) なる表現に關してである。パレデスは、(c)項は、その曖昧さの故に、あらゆる種類の紛議と最も気紛な解釈に途を開いており、無効等の主張に反駁するために、主張者を非難するための作為又は不作為を見つけ出すことは常に可能であろうことから、正当な権利を消滅させるに十分な作為又は不作為は、一層明確に定められるべきであるとした⁽¹²⁾。これに對して、ウォルドックは、「(c)項に關しては、私は、禁反言に關する法を一層正確に定めんと試みるのが賢明であろうとは思わない。なぜなら、それは、多分に、各々の場合の特殊な事情によって決定されるべき問題であろうからである。第四条中では、一般的な文言で、権利を保護する方がよいであろう」と述べた。ブリッグス、カディウも、同様な見解を採った。この点で疑義が提起されたのは、不作為と沈黙 (silence) との関連についてであった。デ・ルナは、長期間権利を行使しなかつた

この国際法上の効果と沈黙の効果とは、混同されてはならないとした。即ち、沈黙は、無関心 (indifference) / 不承認 (disapproval) 又は承認 (approval) を意味し得るのであるが、沈黙の真の意味は、特定の事情から推定されなければならないのであり、条約の有効性の承認又は権利放棄の法的効果を有する沈黙は、国際法の客観的規則がかかる効果を帰せしめる限定的な沈黙 (qualified silence) でなければならぬとした。そして、この点で、国際法の基本原則である誠実 (good faith) の原則が介入するのであり、このために、三つの条件の充足、即ちその事件を知っていながら沈黙が守られること、当該事件に於ける法的利害関係及び相当の期間の満了が充たされることを必要とするとし、(c)項は、この点でより明確にされなければならぬとした。このような本案の適用対象となり得る沈黙は限定される必要があるというデ・ルナの見解には、トゥンキン、ラクスが賛成した。⁽²⁰⁾ 鶴岡委員はまた、「デ・ルナ氏によって提起された問題に関しては、私は、条約が一〇年間両当事国によって適用された後に発見された錯誤の場合を例として挙げる。その場合に、もしも当事国の一方が錯誤を理由として条約の無効を求めるならば、不必要な紛糾が起るであろう。勿論それは、極端な場合であるが、審議中の如き条項を起草するに際しては、考慮されなければならない場合である」と述べ、本条は、権利は、一定の期間の満了後は消滅させられること、或いは、それと代替的に、相当の期間が経過した後は、当事国は、かかる権利を行使することを主張し得ないということとを述

べるもう一つの項によって補足されるべきであるとした。そして、もしも新たな項を付加することが困難であるならば、かかる権利を創設する事実は、余りの遅延なくして、通常知られるものである旨コメントリー中で説明することができるとした。⁽²¹⁾ (b)項の「条約の下での利益を享受したか或いは義務を強要した場合」という規定については、これを維持すべきか否かが論議された。ウォルドックは、(b)項は、ある種の場合には機能し得ないがために、その挿入には躊躇を覚えたとし、もしも(b)項の削除が決定されるならば、(c)項は一般的な文言で表現されているが故に、(c)項はまた、(b)項中で取扱われている場合をもカバーするであろうとした。⁽²²⁾ ブリッグスも、これに賛意を表したのであるが、同じ理由のためではなく、当該規定は、当事国が条約の下での利益を享受したか又は義務を強要した場合にのみ適用されるが故に、余りにも制限的であるからであるとした。⁽²³⁾ そして、「(b)項の削除は、(c)項中の "otherwise" なる語の削除を必要ならしめるであろう」と述べた。これに対して、ロゼーンは、(b)項は、維持されるべき旨主張した。⁽²⁴⁾ この点、エリアスは、(b)項の場合は、(c)項中に述べられた一般原則の特別の場合であるにすぎないとした。ラクスも、これに賛成して、(b)項は、諸国の条約関係を明らかにする最も典型的な方法を述べているが故に、それが(c)項と結合されようとはされまいが、その内容は、保持されるべきであるとした。トゥンキンは、(b)項の維持は、権利が行使され得ない場合の有用な例示としての利点を有するのであるが、「国家が、条約を無効にするか又は廃棄す

る権利の存在を知っているのであるが、ある種の特別な事情のために、かかる権利を利用することができないということとは考えられ得るところである」と述べた。バルトシも、これに賛意を表して、「トウキン氏が指摘したように、状況の連続が、当事国をして、それが条約の無効のための理由を知った場合に、直ちに無効の条約の履行を停止することを困難にすることがあり得る。従って、条約の下での義務の実施が、常に、禁反言の規則を働かしめるとは云われ得ない。同様な問題は、事情変更の規則との関連でも生ずる。例えば、ある国家は、条約によって創設された約定関係を維持する手段を見出さんとしているがために、事情の変化にも拘らず、条約の履行を継続することがあり得る。その場合には、当該国家は、事情変更の原則の申立を基づかせ得た事情の変化を知ってから直ちに条約を廃棄しなかつたことのために咎められるべきであろうか」との疑問を表明した。この点で、アレチャガは、(b)項が生じた困難は、「権利を主張するか又は義務を強要する目的で条約を援用する」なる語句を使用することによって克服され得るとした。しかし、ウォルドックは、この提案が、一切の困難を除去し得るかは疑わしいとして、「現在の表現のままでは、(b)項は、必ずしも実情を充たし得ないであろう。例えば、ある種の規定の分離の問題が存する場合である。私は、また、条約の違反があつたときに、生じ得る事態によって困惑した。その場合には、国家が他の当事国をして条約の下での義務の履行に至らしめようとしたことを理由に、当該国家から廃棄権を奪うことは、明らかに不

合理であろう。かくして、(b)項中に使用されている表現については、何らかの限定が必要であるように思われる。恐らくは、(b)項と(c)項とを結合することにより、何らかのより一般的な定式が、起草委員会によって案出され得よう」とした。大多数の委員も、かかる見解に賛成した。

(a)項の権利放棄の場合については、これを明示的放棄の場合に限定すべきか否かが論ぜられた。パレデスは、当該規定が黙示的放棄を含む一切の放棄に関するものと解釈される恐れがあるとして、「明示的に」(expressly)なる語が条文中に必要であるとした。そして、(a)項を、「(a)権利を発生した事情の変化の後に、権利を明示的に放棄した場合」と修正することを提案した。これには、ブリッグスが反対して、「審議中のタイプの権利を放棄する意思は、関係当事国の行態により十分に推定され得る」とした。また、アゴも、「(a)項に関しては、私は、明示的放棄について言及しない方がよいと考える委員に賛成である。なぜなら、放棄は、国家の行為から推定され得るからである。しかし、恐らくは、放棄は、有効でありかつ自由と与えられるものでなければならぬということが明記される必要がある。例えば、もしもある国が強力によって条約を締結するに至らしめられたとするならば、強力の行使を理由とする瑕疵ある同意を申し立てる権利の当該国の放棄が、また、強迫によって得られることが起り得る。かかる場合には、放棄自体が取つけられていたのであり、条約が無効である旨主張する権利の喪失を伴うものではない」と述べた。その他の委員もまた、

(a)項を支持した⁽³⁵⁾。このような委員会の意見の趨勢に鑑みて、ウォルドックは、「大部分の委員は、(a)項が明示的な放棄に限定されるべきであるとの提案を、明らかに黙示的な放棄の可能性の故に、それが不当に制限的であろうとの理由で、斥けたように思われる。他方に於いて、私は、アゴー氏が提案したように、放棄は、自由に行われたものでなければならぬ旨規定するものが適当であろうと考える」と述べた。

委員会では、また、本条の適用の範囲の問題が提起された。

パレデスは、当該規則は、締結時には有効であったが、後発的な根拠に基づいて無効にされるか又は廃棄される条約にのみ適用されるのであるが、最初から無効 (*void ab initio*) であるために存在しなかった条約には適用されないということが明確にされるべきであるとした。これには、ウォルドックが賛意を表し、「パレデス氏の評言は、強行規範と強制の問題について委員会によって採択された規定を考慮する必要を私に想起させた。即ち、第四条の規定は、これらの特殊な無効原因には適用されない」と述べた。大部分の委員も、本条の適用範囲を限定する方がよいとの立場を採った。鶴岡委員は、本条の適用の対象となる条項のリストを掲げ、*jus cogens* との抵触、国家に対する強制等の場合をそれから除外した。ヤシーン、ブリッグスも、*jus cogens* との抵触の場合には、適用されないとし、エリアス、トゥンキンも、*jus cogens* との抵触と国家に対する強制の場合には、適用されないとした。問題となるのは、これ以外の無効又は終了原因についてである。ヤシーンは、代表に對

する強制の場合にも、本条は適用され得ないとした。さらに、ヤシーンは、事情変更の原則に関して、「私見では、たとえ国家が、種々の理由のために、もはや国際生活の現実と調和しない条約から免れるために、事情変更の原則を、若干の期間、援用しなかったにしても、当該国は、そのために、後に当該原則を援用する権利を奪われるべきではない」と述べた。エリアスは、これらの外にも、「恐らくは、同様な他の場合があるであろう」とした。そのため、カストレンは、本条が適用される条項を特定する方がよいであろうが、若干の点については意見が別れているため、リストは、注意深く検討されなければならぬ旨指摘した。結局のところ、問題は、起草委員会の検討に委ねられることになった。

四

起草委員会は、委員会での論議を考慮して、ウォルドック案の(a)項はそのままに維持し、(b)項と(c)項とを結合する新たな定式を案出し、かつ当該規則の適用範囲を限定し、代表に対する強制、国家に対する強制、*jus cogens* との抵触等の場合をその適用から除外することに決定した。即ち、第四条の起草委員会修正案は、「条約を無効にし、終了させ又はそれから脱退する権利の喪失」と題して、次の如くに規定した。

「条約の無効を援用する権利、或いは条約を終了させるか又はそれから脱退する権利は、第五条から第八条まで及び第二〇条と第二二条に該当する場合には、関係国が、かかる権利

を生ずる事実を知った後に、次のことを行ったときには、もはや行使され得ないものとする。

(a) 権利を放棄したとき

(b) 自ら行為したのために、関係国が、第五条から第八条の場合には、自らを条約によって拘束されると看做すか、或いは第二〇条と第二二条の場合には、重大な違反によって又は発生した事情の根本的な変化によって、条約が影響を受けないと看做す方を選んだことを否認することを禁じられるとき」

この条文を説明して、ウォルドックは、「委員会の希望に従って、"estoppel" と "preclusion" なる用語は使用されていないのであるが、当事国がそうする権利を生ずる事実を完全に知った後に、無効を援用するか又は条約を終了させる旨の主張を行わなかったということは、当該権利を終止せしめるであろうという一般的命題は、維持されている」と述べた。また、先の審議過程で提起された問題、即ちもしも国家が行為する自由を有しなかったならば、その立場は如何なるものであろうかという問題については、(b)項は、国家が、その主張に関して措置を講ずる立場にあらねばならなかったことを明示しているが故に、それを特別に取扱う必要はなく、コメントリーの中で言及され得るとした。

この起草委員会案に関しては、主として drafting の観点から意見が述べられたのであるが、ここでは特に規定の挿入箇所が論ぜられた。アレチャガは、本条は、手続規則に関する第IV

節中に挿入されるべきであるとした。ラクスマもまた、本条の挿入箇所について再検討する必要性を強調した⁽⁴⁹⁾。これに対して、ウォルドックは、挿入箇所について再検討を加えることの必要を認めただけであるが、「本条は、実体の問題を取扱っているところからして、手続に関する第IV節中には殆ど挿入され得ないところである」と述べ、この問題は、起草委員会に付託されることのできる⁽⁵⁰⁾とした。そして、第四条の修正案たるこの起草委員会案は、若干の drafting 上の変更を加えられた後、委員会の表決に付された結果、賛成一九票、反対〇票、棄権一票で採択された。これが、一九六三年の暫定草案第四七条の原型となった。

(1) 本号と次号では、条約法最終草案第四二条の内容及び起草過程について検討を試みることに限定し、この問題についての理論的考察は、七月号に於いて行うことにする。

(2) 当事者は、自らの矛盾した行態から利益を得ることを許されないという原則は、多くの国内法体系に於いて、認められている。英米法上は、この原則は、禁反言 (estoppel, preclusion) の原則として知られるもので、当事者は、他の当事者が、彼の行った表示又は行為に依拠して、彼に対して義務を引受けるか又は彼に権利を帰せしめるに至った場合には、自らの以前の表示又は行為と矛盾する法的立場を採ることを許されないというものである。大陸法系の国では、この原則は、ローマ法の法諺「矛盾する申立をなす者は、聴許せられず」(allegans contraria non auditur)

diendus est) と「何人も、自ら作成せる捺印証書の記載に反する主張を、なすことを得ず」(*nemo contra factum suum venire potest*) に由来する規則の中に見出される。例えば、フランスの法体系では、forclusion 又は *preclusion* の原則として、スペインの法体系では、「同一行為の理論」(*la doctrina de los actos propios*) として知られる。国際法上の *estoppel* の原則は、必ずしも英米法上のそれと同一ではないのであるが、当事者は、自らの矛盾した行為から利益を得ることを許されないという原則自体の存在は、国際判例上既に確認されてきている。この点については、七月号に於いて詳論するが、ここでは、最近の二つの国際判例(スペイン国王の仲裁裁定事件、フラビオン寺院事件)に於いて、この原則が適用されたことを指摘することにせらる。

- (3) Reports of the International Law Commission, 1966, pp. 16 and 68.
- (4) *ibid.*, p. 68, para. (1).
- (5) *ibid.*, pp. 68—69, para. (2).
- (6) *ibid.*, p. 69, para. (5).
- (7) ラウターバクトは、一定の場合に、違憲条約の無効を主張する権利の放棄が推定されるとした。即ち、「一九五三年の報告書中の「条約締結権限に対する憲法的制約」に関する第一一条第二項に於いては、次の如くに規定されていた。

「二、締約当事国は、長期間条約の無効を援用しなかつた場合、或いは条約に依拠して行為したか又はそれから利益を得た場合には、憲法的制約を無視して締結された条約の無効を主張する権利を放棄したものと、各々の場合の事情に従って、看做され得る。」(Yearbook of the International Law Commission, 1953, Vol. II, pp. 92 and 141.)

フィッコーリスもまた、条約の終了・停止の分野への当該原則の適用を認めていた。即ち、一九五七年の第二報告書中の第一六条に於いては、権利は、「相当の期間内に」行使されなければならない(第三項)とし、終了又は停止の根拠を生ぜしめる事情が、「それを援用する当事国の作為又は不作為によって」誘致された場合には、かかる当事国は、問題の根拠を援用することを禁じられる(第四項)とされた(Yearbook of the I. L. C., 1957, Vol. II, p. 28)。また、条約違反に関する第十九条第三項及び事情変更に関する第二二条第三項に於いても、同旨の規定が挿入された(同 *ibid.*, pp. 31 and 33)。

- (8) Yearbook of the I. L. C., 1963, Vol. II, pp. 39—40.
- (9) *ibid.*, p. 40, para. 4.
- (10) *ibid.*, p. 40, para. 3.
- (11) Yearbook of the I. L. C., 1963, Vol. I, p. 186, para. 56.

- (12) *ibid.*, p. 187, para. 64.
- (13) *ibid.*, p. 184, para. 24.
- (14) *ibid.*, p. 186, para. 53.
- (15) *ibid.*, p. 188, para. 86 and p. 189, para. 91.
- (16) *ibid.*, p. 183, para. 8. *「作爲」*の「不作爲」なる用語の意味は「明確にせねなければならぬ」と主張した (*ibid.*, pp. 187—188, para. 72)。
- (17) *ibid.*, p. 183, para. 10.
- (18) *ibid.*, p. 185, para. 37 (Briggs); p. 188, para. 83 (Cadioux). *「一般原則が適用せられ得るか否か、また如何なる程度にまでそれが適用せられ得るか」というのは、それぞれの個別的な場合に於ける決定の問題である。*」と述べて「by its own acts or omissions」なる語句及び「as against any other party or parties」なる語句の削除を提案した (*ibid.*, p. 185, para. 42)。
- (19) *ibid.*, p. 184, paras. 19—22.
- (20) *ibid.*, p. 187, para. 61 (Tunkin); p. 188, para. 79 (Lachs).
- (21) *ibid.*, p. 184, paras. 26—27.
- (22) *ibid.*, p. 183, para. 4.
- (23) *ibid.*, p. 185, para. 36.
- (24) *ibid.*, p. 185, para. 41. *「私は、⑨項は、全くに正しいと考える。けたが、何人か、他人を害し利益を得るべきではなからざるべし」と述べた* (*ibid.*, p.

- 183, para. 8)。
- (25) *ibid.*, p. 187, para. 59.
- (26) *ibid.*, p. 188, para. 78.
- (27) *ibid.*, p. 187, para. 63.
- (28) *ibid.*, p. 187, para. 71.
- (29) *ibid.*, p. 188, para. 84.
- (30) *ibid.*, p. 189, para. 90.
- (31) *ibid.*, p. 185, para. 30 (Castrén); p. 185, para. 33 (Briggs); p. 186, para. 52 (Ago); p. 188, para. 81 (Cadioux).
- (32) *ibid.*, p. 183, paras. 6—7.
- (33) *ibid.*, p. 185, para. 35.
- (34) *ibid.*, p. 186, para. 51. *「私は、この条約を廃棄する権利の放棄が、明確にせねばならない。即ち、トロー氏が指摘したとおり、それは、自由に表明せられなければならないか、私自身は、それが意識的な (conscious) ものになければならぬことを付け加えた。けたが、黙示的放棄は、これを認められ得るからである」と述べた* (*ibid.*, p. 187, para. 68)。
- (35) *ibid.*, p. 184, para. 17 (de Luna); p. 187, para. 62 (Tunkin); p. 188, para. 77 (Lachs).
- (36) *ibid.*, p. 189, para. 89.
- (37) *ibid.*, p. 183, para. 5.
- (38) *ibid.*, p. 183, para. 9.

- (36) *ibid.*, p. 183, para. 12 and p. 184, para. 15 (Yasseen); p. 185, para. 30 (Castrén); p. 186, para. 46 (Roseme); p. 186, para. 58 (Elias).
- (37) *ibid.*, p. 184, para. 25.
- (38) *ibid.*, p. 184, para. 13 (Yasseen); p. 185, para. 33 (Briggs); pp. 186—187, para. 58 (Elias); p. 187, para. 65 (Tunkin). *その外に「強行規範の規則に違反して諸国にやむを得ないとして」「強行規範の規則に違反して諸国にやむを得ない行為は、考慮の外にあかれるべきであらうか」との疑問を表明した (ibid., p. 187, para. 66.)。*
- (39) *ibid.*, p. 183, para. 12.
- (40) *ibid.*, p. 184, para. 14.
- (41) *ibid.*, p. 187, para. 58.
- (42) *ibid.*, p. 185, para. 30.
- (43) *ibid.*, pp. 280—281, para. 57. 第五条は、条約締結権限に対する憲法的制約、第六条は、代表の権限に対する特別の制約、第七条は、詐欺、第八条は、相互的錯誤、第二〇条は、条約違反、第二二条は、事情変更の原則に関する規定である。
- (44) *ibid.*, p. 281, para. 58. 原文では、"be debarred from denying" なる表現が用いられていた。
- (45) *ibid.*, p. 281, para. 59.
- (46) *ibid.*, p. 281, para. 68.
- (47) *ibid.*, p. 281, para. 69.
- (48) *ibid.*, p. 281, para. 71.
- (49) *ibid.*, p. 281, para. 73.

(一橋大学大学院博士課程)